

# 仕様書

## 1 件名

成田公共職業安定所からベ庁舎 漏水・外壁修繕工事

## 2 施工場所等

名称： 成田公共職業安定所からベ庁舎

住所等： 〒286-0036 成田市加良部 3-4-2

連絡先： 0476-27-8609 (51#)

担当者： 庶務課 柴田 (しばた)

## 3 施工時期

令和7年1月31日(金曜日)まで

## 4 工事概要

成田公共職業安定所からベ庁舎の東側外壁において、爆裂及び脆弱塗膜等が発生している状態であるため、補修等の修繕を行うこと。また、南側外壁においても同様に爆裂及び脆弱塗膜等が発生している状態であるため、補修等の修繕を行うこと。なお、エキスパンションジョイントから漏水が発生しており、1階事務室内天井及び壁に被害が出ている状態であるため、補修等の修繕を行うこと。

## 5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

## 6 施工条件

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。
- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。
- (4) 施工に当たり、必要な養生を施し安全確保に努めること。
- (5) 施工完了後、発生した廃材及びごみ等を回収し適正に処分すること。
- (6) 契約締結後、関係法令等に基づき必要に応じて、石綿の事前調査及び結果報告を

行うこと。石綿の使用が認められた場合には、必要な措置を示した見積書の作成を行うこと。

- (7) 工事可能日は、土日祝日とする。時間は、原則として8時30分から17時00分までの間とする。いずれも、担当者の了承を得たときはこの限りではない。

## 7 仕様等

### (1) 東側外壁

成田公共職業安定所からベ庁舎の東側外壁において、ひび割れ及び爆裂欠損、脆弱塗膜が発生している状態であるため、以下の改修工事を行うこと。

- ・ 仮設足場架け払いを行うこと。  
5,400mm×H7,700mm、メッシュシート養生
- ・ 外壁の補修工事を行うこと。  
ひび割れ部分：Uカットシーリング充填工法 4.0m程度  
爆裂欠損部分補修  
脆弱塗膜補修：樹脂モルタル塗布、段差調整
- ・ 補修工事完了後、補修箇所の高圧洗浄を行うこと。  
41 m<sup>2</sup>程度
- ・ 高圧洗浄後、微弾性塗材を使用しローラー塗布を行うこと。  
41 m<sup>2</sup>程度、ビニールシート養生
- ・ サッシ枠廻りのシーリングを打替えること。  
施工箇所は別紙を参照すること。 24m程度

### (2) 南側外壁

南側外壁において外部から漏水している状態のため、エキスパンションジョイントを取り外し、不具合部分の修繕を行うこと。

- ・ 玄関左コーナー部分に仮設足場架け払いを行うこと。  
1,800mm×1,200mm×H7,700mm メッシュシート養生
- ・ エキスパンションジョイントを修繕する前に、既存エキスパンションジョイントとシーリングを取り外し、修繕後にエキスパンションジョイントの取り付けとエキスパンションジョイント両端のシーリング打設（ビス頭も含む）を行うこと。  
シーリング 30mm×15,000mm 程度

南側外壁において、爆裂欠損及び脆弱塗膜が発生している状態であるため、補修及びシーリング打設を行うこと。

- ・ 右壁打ち継ぎ廻りに仮設足場の架け払いを行うこと。  
7,000mm×H4,500mm
- ・ 玄関庇横に爆裂欠損及び脆弱塗膜が発生しているため補修を行うこと。  
施工箇所は別紙参照 仕上塗材：微弾性塗材 ローラー塗布 1.6 m<sup>2</sup>程度
- ・ 玄関上打ち継ぎ目地のシーリング打設を行うこと。

施工箇所は別紙を参照すること。 20mm×L8, 800mm 程度

- ・ 玄関上サッシ枠のシーリング打ち換えを行うこと。

施工箇所は別紙を参照すること。 10m程度

(3) 1階事務室内

エキスパンションジョイントからの漏水によって、1階事務室内の天井や壁に被害が出ているため、天井化粧石膏ボードの張り替え及び壁面塗装を行うこと。

- ・ 天井化粧石膏ボードを4枚程度張り替えること。
- ・ 浸水被害がある箇所は壁面塗装を行うこと。

下地パテ処理 AEP 塗装 4㎡程度 ビニールシート養生

## 8 留意事項

- (1) 契約後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない(守秘義務)。
- (2) 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 入札書提出前に必ず現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や現場担当者から仕様の確認を行うこと。現地確認せず見積書を提出し契約締結した場合、契約後の仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。

なお、確認の際は事前に「2」の担当者へ連絡し、承諾を得ること。

- (4) 事前確認時及び工事の際は来庁者、職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 工事により、予測できない工事箇所が判明し、見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- (6) 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書(任意様式)」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

## 9 再委託

- (1) 業務実施にあたり、委託業務の全部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。但し、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。

- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

#### 1 0 支払い・その他

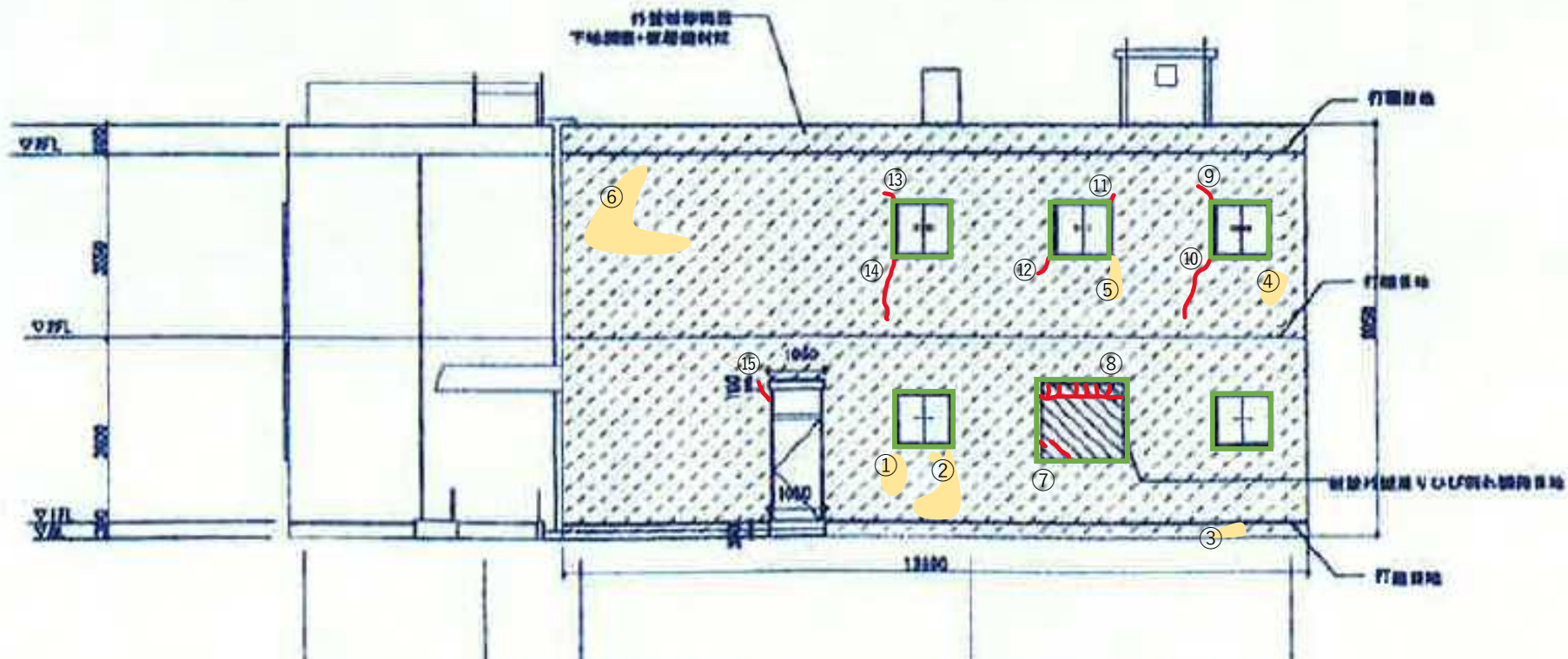
- (1) 全ての業務の完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振り込み払いすることとする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「**官署支出官 千葉労働局長**」とすること。
- (4) 期限内に作業を完了し難い場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めたときは、遅滞料を徴したうえで作業日時の延期を許可することができる。遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めたときはこの限りではない。
- (5) その他、本仕様及び資料に定めがない事項等、疑義が生じた場合は、1 1 契約担当者まで問い合わせること。

#### 1 1 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河（かみかわ）

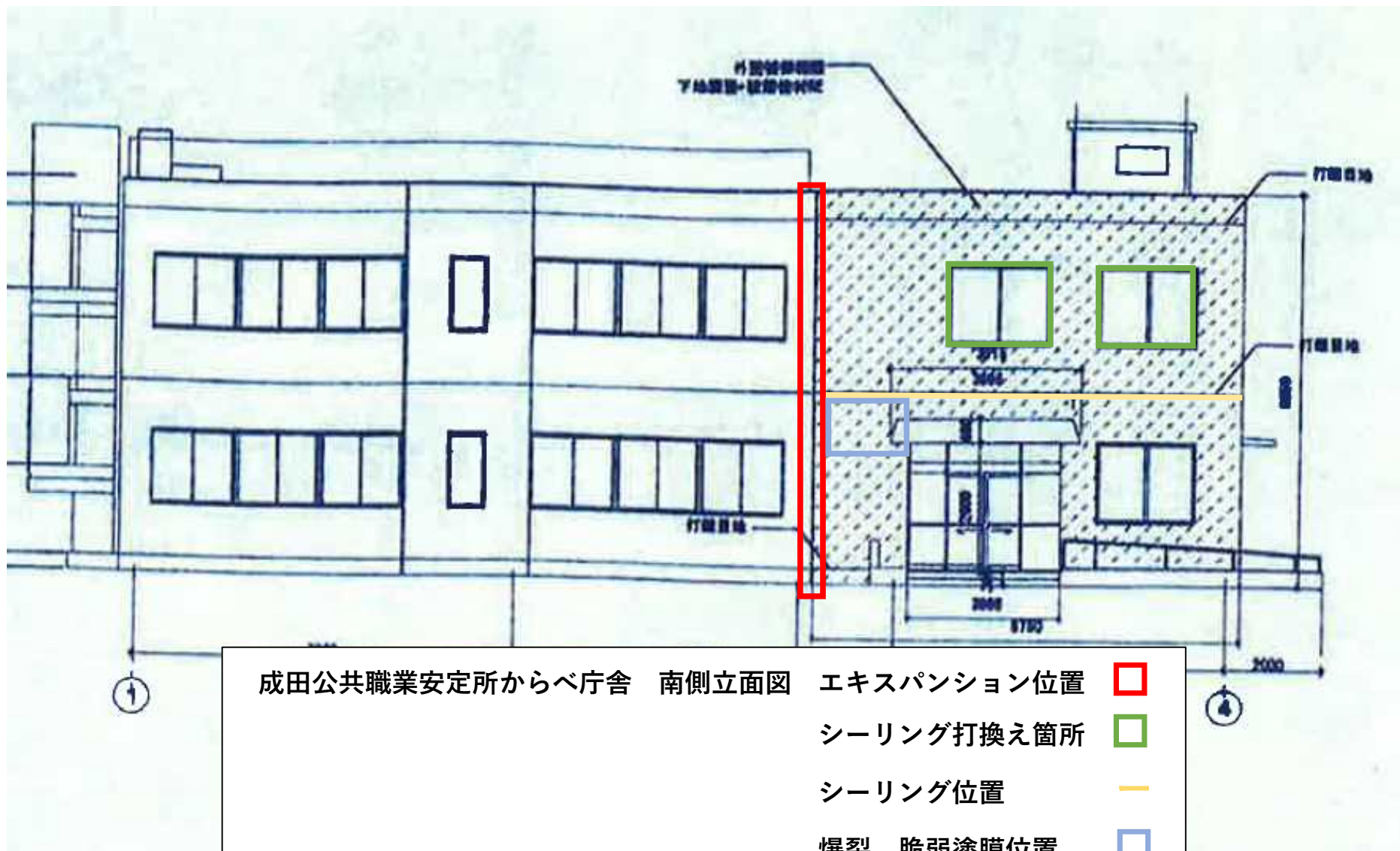
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

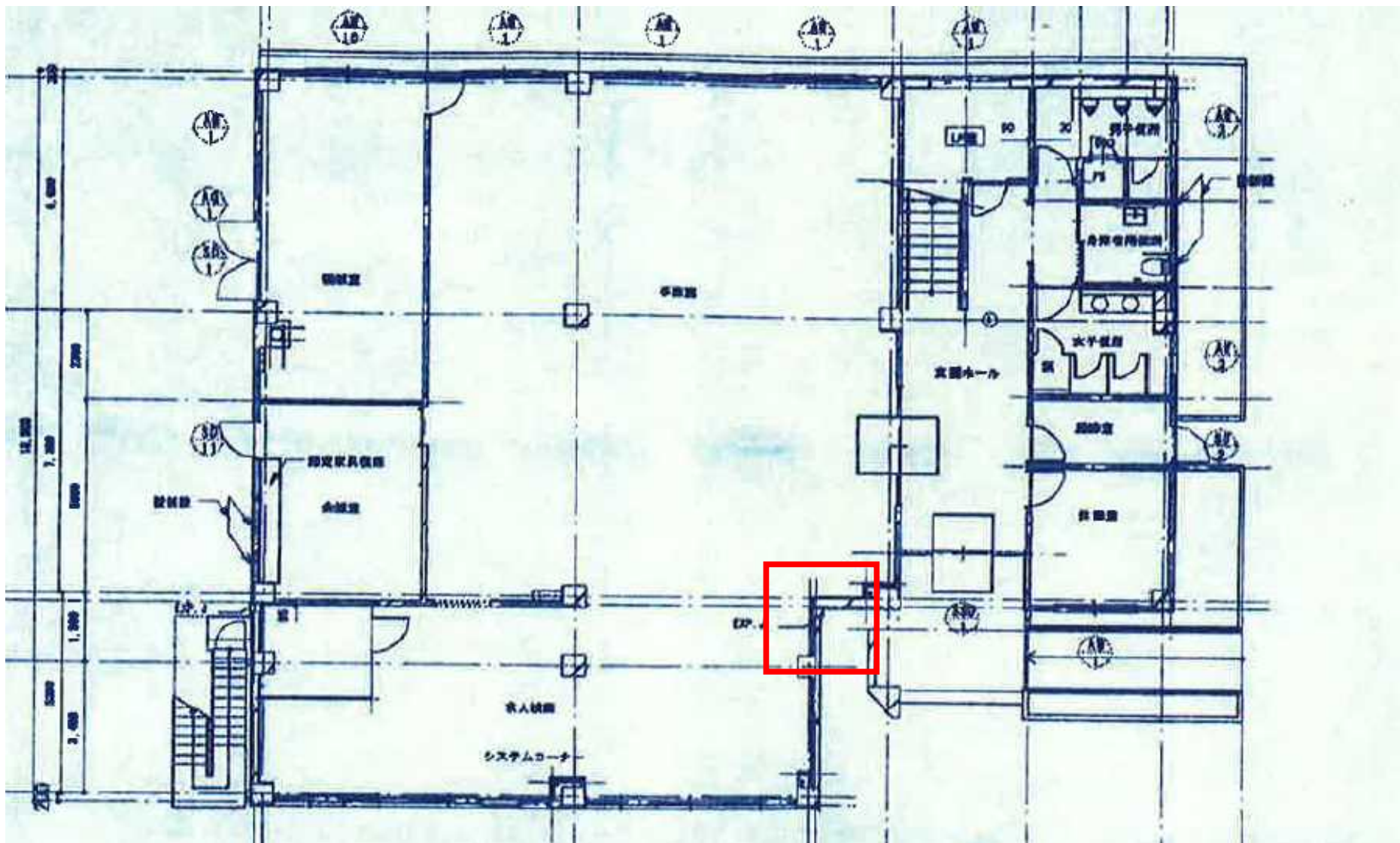
TEL 043-221-4311 Mail [kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp](mailto:kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp)



成田公共職業安定所からべ庁舎 東側立面図

|            |   |
|------------|---|
| 爆裂・脆弱塗膜箇所  | ■ |
| ひび割れ箇所     | — |
| シーリング打換え箇所 | □ |





成田公共職業安定所からべ庁舎 1階平面図 施工箇所



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

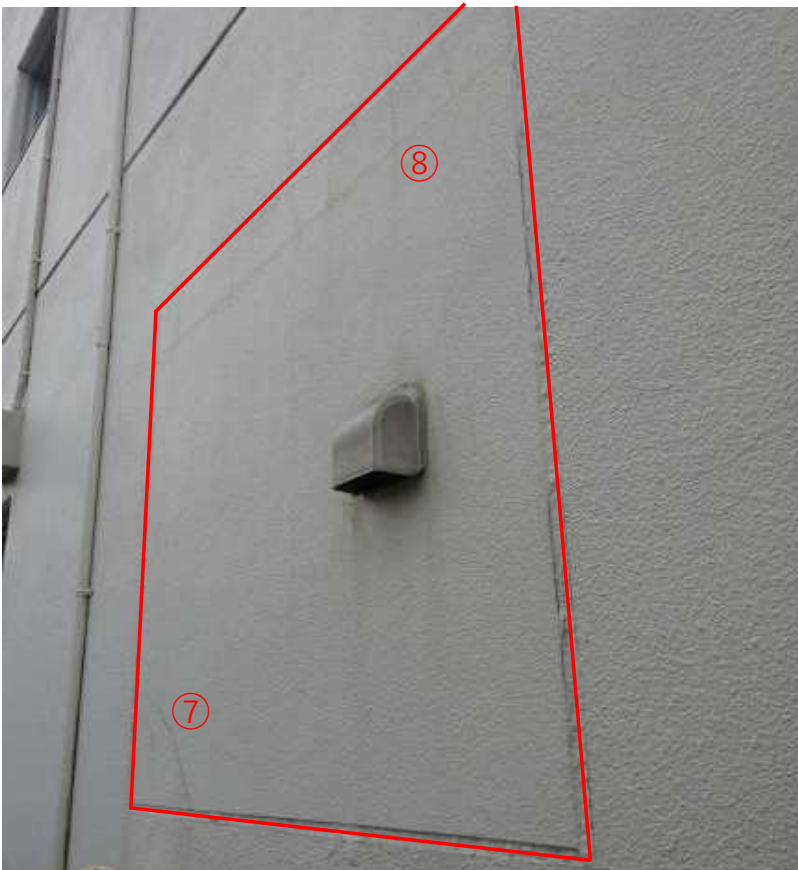
状態

爆裂、脆弱塗膜、ひび割れ  
が起きている状態



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

①と②の爆裂、脆弱塗膜



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

⑦と⑧のひび割れ

□ シーリング施工箇所





成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

③の爆裂、脆弱塗膜



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側  
状態

爆裂、脆弱塗膜、ひび割れ  
が起きている状態



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

④の爆裂、脆弱塗膜

⑨と⑩のひび割れ



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

⑤の爆裂、脆弱塗膜

⑪と⑫のひび割れ



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

状態

爆裂、脆弱塗膜、ひび割れ  
が起きている状態



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

⑬と⑭のひび割れ



---

成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

---

シーリング施工箇所

---

---

---

---



---

成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

---

シーリング施工箇所

---

---

---

---



---

成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁東側

---

⑥の爆裂、脆弱塗膜

---

⑮のひび割れ

---

---



---

成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁南側

---

— シーリング位置

---

---

---



---

成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁南側

---

□ シーリング施工箇所

---

---

---



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁南側

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....



成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
外壁南側

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

□: 爆裂、脆弱塗膜



---

成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
1階事務室内  
状態

---

漏水により壁や天井に  
被害が出ている状態

---



---

成田公共職業安定所  
からべ庁舎  
1階事務室内  
状態

---

同上

---

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

## 再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件 名

---

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

## 再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

### 記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項



支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名称：  
代表者氏名：

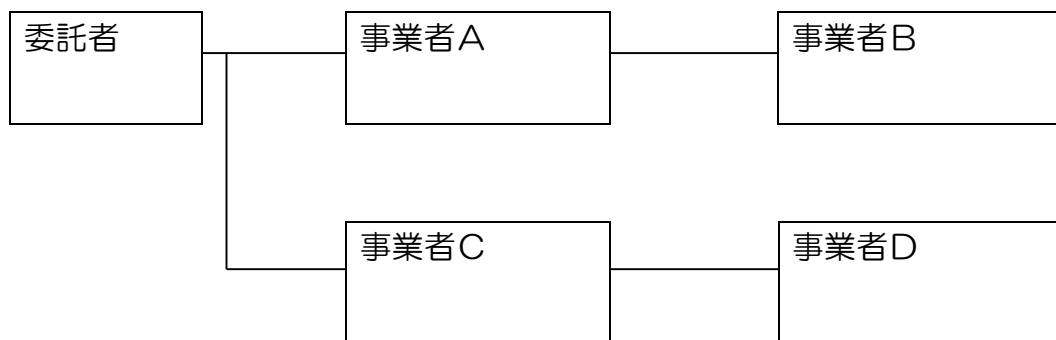
## 履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名 \_\_\_\_\_

|   | 事業者名称 | 所在地 | 契約金額 | 業務の範囲 |
|---|-------|-----|------|-------|
| A |       |     |      |       |
| B |       |     |      |       |
| C |       |     |      |       |
| D |       |     |      |       |



支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

### 履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

#### 記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

